

令和7年度～令和11年度

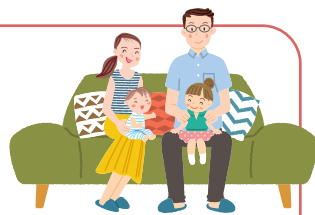


四日市市

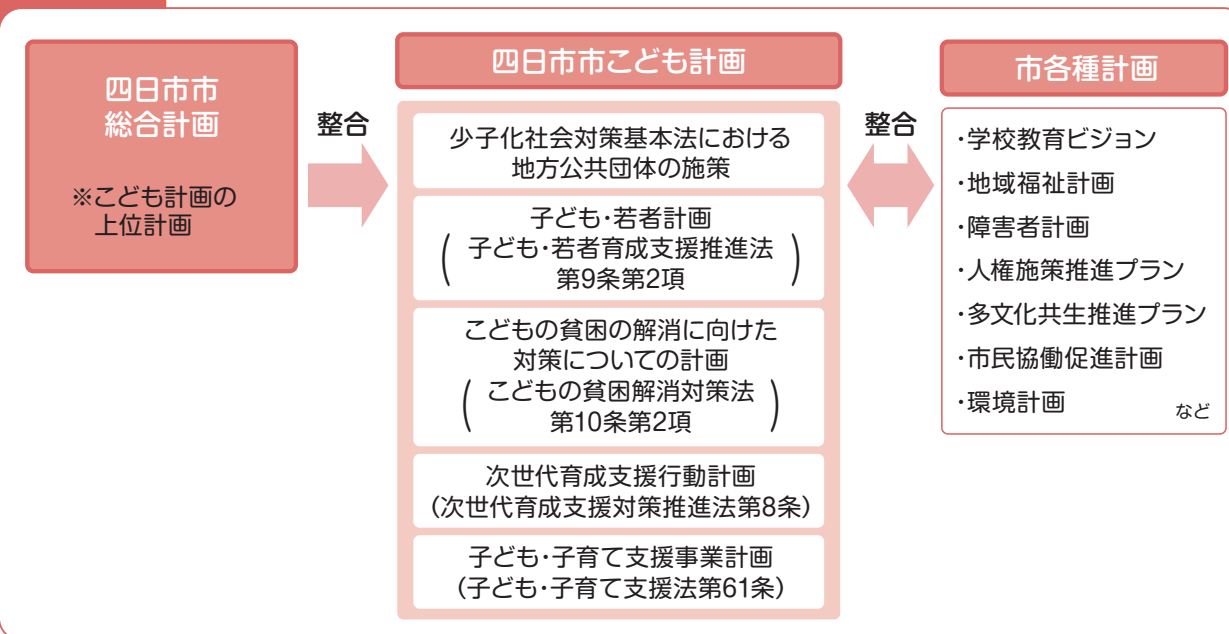
四日市市こども計画とは

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。なお、本計画は、「少子化社会対策基本法における地方公共団体の施策」「子ども・若者計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」を一元化したものとして策定します。

また、本計画の上位計画である「四日市市総合計画」をはじめ、その他各種計画との整合性を図るとともに、国の「こども大綱」、三重県の「ありのままでみえっこプラン」を勘案して策定します。



四日市市



計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画の対象

本計画の対象は、本市の全てのこども・若者と子育て当事者、子育てに関わる個人・団体としますが、主に高校生年代までのこどもや子育て当事者を主たる対象とします。



計画の基本的な考え方

基本理念

こどもと子育てにやさしいまち四日市

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。

本市総合計画では「充実した人生を歩むための基盤を育み、誰もが憧れる『子育て・教育安心都市』の実現」を掲げています。この目指す都市像を実現するためには、こどもを取り巻く環境の厳しさや子育てに対する様々な負担が自己実現や幸福追求を妨げることのないよう、未来を担う人材を社会全体で育てていく必要があります。

そのために、「第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しつつ、こどもの視点をより重視しながら、地域、団体、学校、行政などが連携し、社会全体でこどもの育ちを支え、こどもと子育てにやさしいまちを目指して、こども・若者の健やかな成長と子育て家庭への支援をはじめとしたこども施策を総合的に推進します。

基本方針

▶ こどもの権利が尊重され、こども自身の意見や視点が活かされたこども施策を実行します

こども基本法第3条の基本理念の中で、こども・若者の社会参画と意見反映を推進していくことが求められています。

こどもに関わる全ての施策において、「こどもの権利の尊重」「こどもの意見聴取」「こどもの視点」の考え方を持ち、特に重要性の高いと思われる項目について数値目標を立てて取組を進めます。

▶ 地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して、社会全体でこどもの育ちを支える「こどもまんなか社会」を実現します

「こどもまんなか社会」は、こども・若者や子育て当事者が自由で多様な選択ができ、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)で生活ができることが求められています。

そのような社会を構築するためには、地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して取り組む必要があります。また、こども・若者や子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会の様々な場で、年齢・性別を問わず、全ての人がこども・若者や子育て当事者を応援するといった社会全体の意識改革を進めるとともに、社会構造を変えるために必要なこども・子育て施策の充実を進めます。

▶ 支援を必要とするこどもと子育て当事者に、確実に必要な支援が届くよう、支援の充実と支援人材の育成、切れ目なく支援がつながる環境整備に取り組みます

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期と各ライフステージで様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こどもの成長は、置かれている環境や心身の状況などが関係するため、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮が求められ、様々な分野の関係機関・団体等が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する必要があります。

家庭、学校、保育園、幼稚園、こども園、地域社会、企業、行政など、あらゆる社会の構成員が役割を果たし、連携と協力のもと誰一人取り残さない支援体制の構築を進めます。

基本方針

- ▶ こどもの権利が尊重され、こども自身の意見や視点が活かされたこども施策を実行します
- ▶ 地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して、社会全体でこどもの育ちを支える「こどもまんなか社会」を実現します
- ▶ 支援を必要とするこどもと子育て当事者に、確実に必要な支援が届くよう、支援の充実と支援人材の育成、切れ目なく支援がつながる環境整備に取り組めます



こども・若者施策の重要事項

こども計画における重点施策

全世代共通

- こどもの人権尊重
- 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着
- こどもの貧困の解消
- 障害児や医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 自殺対策や犯罪からこども・若者を守る取組

「こどもまんなか社会」の機運醸成

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた周知啓発
- こどもの意見聴き取りの推進 **PickUp**

遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着

- こども芸術体験事業
- 体験型の幼児教育活動の充実
- こどもの生活リズム向上事業

こどもの貧困の解消

- こども学習支援事業
- 生活困窮者対策の推進

障害児や医療的ケア児等への支援

- 発達障害等早期支援事業
- インクルーシブ教育推進事業
- 障害児通所支援事業

児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援

- 養育支援訪問事業
- 子育て世帯訪問支援事業 **PickUp**
- 支援対象児童等見守り強化事業

犯罪からこども・若者を守る取組

- eネット安心出前講座の充実
- 地域一体の補導活動事業

子育て当事者

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

地域子育て支援の充実

- 子育て支援センター事業 **PickUp**
- 第2子以降子育てレスパイトケア事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

共働き・共育ての推進

- 仕事と子育ての両立ができる職場環境支援事業
- 父親の子育て参画推進事業 **PickUp**

誕生前から就学前まで

- 切れ目のない保健・医療の確保
- 成長の保障と遊びの充実

安心して妊娠・出産、育児ができる環境の充実

- 妊婦一般健康診査事業
- 妊婦等包括相談支援事業 **PickUp**
- 不妊治療医療費助成事業
- 多胎児育児支援事業

安心してこどもを預けることができる環境整備

- 保育士等人材確保事業
- 幼児教育推進事業
- 就学前教育・保育施設の再編 **PickUp**

学童期・思春期（6～18歳）

- 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育 ※「四日市市学校教育ビジョン」にて推進
- こどもの居場所づくり
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援

多様なニーズに応じたこどもの居場所の創出

- こどもの居場所づくり事業 **PickUp**
- 学童保育推進事業 **PickUp**
- 部活動サポート事業

多様なこどもに対する多様な学びの場の提供

- 「チーム学校」推進事業
- いじめ防止に向けた取組の推進
- 不登校対策推進事業

18歳～青年期

- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組や、結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援

若者の生活基盤の安定と若者の出会いの機会の創出・結婚の機運醸成

- 若者の就労に係る支援
- マリッジサポート事業 **PickUp**

こども計画の重点施策（一部抜粋）

基本理念「こどもと子育てにやさしいまち四日市」の実現に向け、整理した3つの基本方針のもと、次の重要事項を柱として施策を展開します。

1. 全世代共通

こどもが心身の発達過程にあり、保護者や社会の支えを受けながらも、意見表明や自己選択・決定・実現などの権利を有していることを社会全体で共有し、「こどもまんなか社会」の機運を高めていきます。また、家庭の経済状況や社会的な孤立・孤独、疾病、障害、虐待、犯罪被害など、こども・若者の置かれている環境や心身の状況などに関わらず、多様な経験ができたり、必要な支援が受けられたりする成育環境を整えます。

PickUp こどもの意見聴き取りの推進

目的・内容

より実効性の高いこども施策の実現とこどもの自己有用感の向上を図るため、市の施策に対して、こどもが意見を伝えたり、自由に相談できたりする仕組みをインターネット上に新たに設け、こどもの声が届く仕組みづくりを行うとともに、アンケートやワークショップなど、様々な手法により、こどもの意見を聴く機会の創出を図ります。

PickUp 子育て世帯訪問支援事業

目的・内容

子育てに不安を抱える家庭等に対し、その居宅を訪問支援員が訪問し、家事代行や子育て等の支援を継続的に行うことで、養育環境の改善を図ります。



2. 子育て当事者

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化しており、子育て当事者は、以前に比べ祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

そのような子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事と子育ての両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、経済的な負担軽減、地域ぐるみの子育て支援、共働き・共育の推進、ひとり親家庭への支援など、こどもの健やかな成長を支援する取組を推進します。

PickUp 子育て支援センター事業

目的・内容

子育て家庭を支援するため、施設の利用開放のほか、子育て中の親子の交流促進、子育て相談、子育てに関連する情報の提供、講習会を行います。その一環として、絵本の読み聞かせや季節の行事等、親子で楽しめるイベントを開催します。



PickUp 父親の子育て参画推進事業

目的・内容

父親の子育てへの参画機会の提供と知識の普及を行い、父親自身が自分の働き方や生き方について捉え直し、自ら行動を起こすことができる社会の実現を目指します。

父親の子育て
マイスター養成講座

「よかパパひろば」の開催

「よかパパフェスティバル」の開催

父親向け子育て情報誌の発行



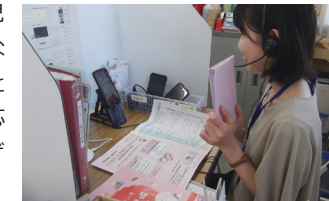
3. 誕生前から就学前まで

誕生前から幼児期までは、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期であり、社会全体で見守り応援することが重要です。こどもの誕生前後は、妊娠から出産、産後にかけて支援が切れ目なく継続的に実施されることが重要であるため、母子保健と医療が連携した支援の充実を図ります。また、乳幼児期の育ちをひとしく保障するため、待機児童対策をはじめ、教育・保育の質の向上や地域子育て支援サービスの充実を図ります。

PickUp 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

目的・内容

妊娠期から出産、子育て期まで、保健師や助産師等が面談により出産や育児の相談を行い、産前・産後に利用できる子育て支援サービスや、育児の相談ができる場所などの情報提供を行うとともに、個々の状況に応じて必要な支援につなげます。



PickUp 就学前教育・保育施設の再編

目的・内容

保育園・幼稚園・こども園における適正な受け入れ枠を設定します。
「四日市市認定こども園整備推進計画」（令和5年3月策定）に基づき、こども園への移行による就学前教育・保育施設の再編に取り組みます。
前期計画（令和5～11年度）においては、公立幼稚園のこども園化を進めるとともに、近隣保育園との統合や新園整備による再編を進めます。また、私立園のこども園への移行を支援します。

4. 学童期・思春期

学童期は、安全・安心が確保された場で、失敗を経験しながら、直面した課題に全力で取り組み、成功体験を重ね、自己肯定感を高めていくことが重要です。思春期は、自身の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期となります。一方で、自身に対しての様々な葛藤を抱えたり、進学・就職や家族・友人との関係、恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。そのような学童期・思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように、学校教育の充実や居場所づくり、心身のケアなどの取組を推進します。

PickUp こどもの居場所づくり事業

目的・内容

学校や地域、民間団体等と連携しながら、こどもの居場所を設け、こどものウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）を実現します。

こどもの居場所づくり支援事業費補助金

こどもの居場所づくりサポート・コーディネート事業

多様なこどもの居場所づくり実証事業

コミュニティスクールなど
地域による学習支援・体験活動

拠点的な施設の拡充に向けた検討



PickUp 学童保育推進事業

目的・内容

こどもが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、学校施設をはじめ、学校周辺の公共施設の利活用を推進するとともに、利用児童数の増加に対応した受け入れ枠拡大の支援の充実を図ります。

学童保育所指導員の研修体制の充実により保育の質を向上するとともに、指導員の処遇改善を行い、人材を確保します。

学童保育所を運営する地域の運営委員会の負担軽減を図ります。



5. 青年期

青年期の若者が、自らの適性などを理解した上で、職業や進学などの選択を行い、その決定が尊重されるよう、その決定が尊重されるよう、修学・就労支援、希望する人への結婚支援や結婚後の新生活支援、相談体制の充実などの取組を推進します。

PickUp マリッジサポート事業

目的・内容

若者の結婚に対する機運を醸成するとともに、結婚を希望する独身の人を対象とした出会いの機会を設けます。

結婚を希望する独身の人を対象とした出会いの機会の創出

結婚サポートガイダンスや相談対応



計画の数値目標と指標

計画の推進にあたっては、以下のとおり指標を設定し、進捗管理を行っていきます。

No.	指 標	基準値	目標値 (令和11年度)
1	こどもの意見聴き取りフォームに寄せられた意見の数	—	300件
2	「自分には、よいところがあると思いますか」の肯定的な回答の割合(全国学力・学習状況調査)	小学校81.5% 中学校82.8% (令和5年度)	小学校85% 中学校85%
3	「将来の夢や目標を持っていますか」の肯定的な回答の割合(全国学力・学習状況調査)	小学校80.1% 中学校70.9% (令和5年度)	小学校85% 中学校75%
4	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	95.7% (令和5年度)	市内の高等学校 進学率と同等
5	発達に心配のあるこどもの相談件数	1,068件 (令和5年度)	1,250件
6	児童虐待相談対応件数	492件 (令和5年度)	643件
7	子育て支援センター及び児童館・移動児童館、こども子育て交流プラザ利用者数	195,621人 (令和5年度)	224,087人
8	出生数	1,968人 (令和5年度)	2,000人
9	待機児童数	72人 (令和6年4月1日)	0人
10	幼児教育アドバイザーによる園訪問支援回数	334回 (令和5年度)	350回
11	こどもの居場所関連事業延べ参加者数	9,971人 (令和5年度)	20,000人
12	いじめや差別は絶対にいけないと思うこどもの割合(四日市市学校教育白書)	95% (令和5年度)	95%
13	出会いの機会となるイベント延べ申込者数	301人 (令和5年度)	400人
14	子育て支援の充実についての満足度(不満、非常に不満と回答した割合の合計)(市政アンケート)	15.3% (令和5年度)	12%

四日市市こども計画(概要版)

発 行：四日市市 発行年月：令和7年3月
 編 集：四日市市こども未来部 こども未来課
 〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2番2号
 TEL:059-354-8038 FAX:059-354-8061